

白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 7 号

白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

(白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例 (昭和 3 9 年白川町条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 (略) 2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 1 参照】 3 (略)	(設置) 第 1 条 (略) 2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記 1 参照】 3 (略)
【別記 2 参照】	【別記 2 参照】

(白川町学校給食共同調理場条例の一部改正)

第 2 条 白川町学校給食共同調理場条例 (昭和 4 3 年白川町条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 本町は、学校給食法 (昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号) 第 3 条に規定する学校給食を実施するため、共同調理場を設置する。 2 (略) (共同調理場が調理等の業務を行なうべき学校) 第 2 条 共同調理場が学校給食のための調理等の業務を行なうべき学校は、次のとお	(設置) 第 1 条 本町は、学校給食法 _____ 第 3 条に規定する学校給食を実施するため、共同調理場を設置する。 2 (略) (共同調理場が調理等の業務を行なうべき学校) 第 2 条 共同調理場が学校給食のための調理等の業務を行なうべき学校は、次のとお

改正後	改正前
りとする。 【別記2 参照】	りとする。 【別記2 参照】

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

名称	位置
白川小学校	白川町河岐1830番地
黒川小学校	白川町黒川2808番地1
佐見小学校	白川町上佐見1957番地

改正前

名称	位置
白川小学校	白川町坂ノ東4310番地
蘇原小学校	白川町赤河1079番地1
黒川小学校	白川町黒川2808番地1
佐見小学校	白川町上佐見1957番地

【別記2】

改正後

共同調理場名	学校名
白川学校給食センター	白川中学校 黒川中学校 白川小学校 _____ 黒川小学校 佐見小学校

改正前

共同調理場名	学校名
白川学校給食センター	白川中学校 黒川中学校 白川小学校 <u>蘇原小学校</u> 黒川小学校 佐見小学校